

写

5年保存

地発第161-2号  
平成13年4月1日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公印省略)

労災医員規程及び労災保険審査専門調査員規程の改正について(通知)(抄)

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成12年法律第124号)が平成13年4月1日から施行されることに伴い、「労災医員規程」(平成13年厚生労働省訓第36号)及び「労災保険審査専門調査員規程」(平成13年厚生労働省訓第53号)の一部が平成13年3月30日付け厚生労働省訓第85号及び平成13年3月30日付け厚生労働省訓第102号により、別添1・2のとおり改正されたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

○厚生労働省訓第85号

部 内 一 般

労災医員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年3月30日

厚生労働大臣 坂口 力

労災医員規程の一部を改正する訓令

労災医員規程（平成13年厚生労働省訓第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第48条」を「第48条第1項」に、「同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し」を「適用事業の事業場に立ち入り」に、「帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に、「第49条」を「第49条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

（編注：別添2及び参考2（略））

○労災医員規程（平成13年厚生労働省訓第36号）

改 正 案	現 行
<p>（職務）            第3条（第1項から第3項まで 略）            4 地方労災医員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条第1項の規定により適用事業の事業場に立ち入り、関係者に対し質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は同法第49条第1項の規定により物件を検査することができる。</p>	<p>（職務）            第3条（第1項から第3項まで 略）            4 地方労災医員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条の規定により同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、関係者に対し質問し、若しくは帳簿書類を検査し、又は同法第49条の規定により物件を検査することができる。</p>

労災医員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第36号）

〔改正〕平成13年3月30日訓85号

部 内 一 般

（設置）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による災害補償に係る事務のうち医学に関する専門的知識を要するものの適正かつ迅速な処理に資するため、厚生労働省労働基準局に中央労災医員を、都道府県労働局に地方労災医員を置く。

（委嘱）

第2条 中央労災医員及び地方労災医員（以下「労災医員」という。）は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に係る診断、治療等に関し学識経験を有する医師のうちから、中央労災医員にあつては厚生労働大臣が、地方労災医員にあつては都道府県労働局長がそれぞれ委嘱する。

（職務）

第3条 労災医員は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法の規定による災害補償に係る事務のうち医学に関する専門的知識を要するものについて、文章又は口頭で意見を述べる。

2 地方労災医員は、前項の事務のうち高度の医学に関する専門的知識を要する労働者の業務上の疾病の認定等に関する事務について意見を述べる場合には、必要に応じ、あらかじめ他の地方労災医員と協議しなければならない。

3 中央労災医員は、第1項の指示の事務を行うほか、医学に関する専門的知識を有するものに関し、厚生労働省労働基準局長の指示を受けて関係職員の研修及び地方労災医員との連絡等を行う。

4 地方労災医員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条第1項の規定により適用事業の事業場に立ち入り、関係者に対し質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は同法第49条第1項の規定により物件を検査することができる。

（任期等）

第4条 労災医員の任期は、2年とする。

2 労災医員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務)

第5条 労災医員及び労災医員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、中央労災医員に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が、地方労災医員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。